

第2号議案

県立学校の管理に関する規則の一部改正について

県立学校の管理に関する規則（昭和32年宮城県教育委員会規則第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月16日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

## 県立学校の管理に関する規則の一部改正の概要

### 1 改正理由

- (1) スポーツ基本法の一部を改正する法律（平成30年法律第56号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの
- (2) 県立学校条例の一部を改正する条例（令和4年宮城県条例第60号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの

### 2 改正内容

- (1) 「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」の表記に改め、所要の文言整理を行う。
- (2) 「宮城県志津川高等学校」を「宮城県南三陸高等学校」の表記に改める。

### 3 施行期日

- (1) 令和5年1月1日
- (2) 令和5年4月1日（2（2）関係）

県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則  
県立学校の管理に関する規則（昭和三十二年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第七項第一号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に、「全国高等学校総合体育大会、全国中学校総合体育大会、」を「又は」に改め、「宮城県民体育大会に選手又は役員として参加する場合」の下に「及び全国高等学校総合体育大会又は全国中学校総合体育大会に役員として参加する場合」を加える。

別表第二中

宮城県志津川高等学校

を

宮城県南三陸高等学校

に改める。

附 則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は同年四月一日から施行する。

改正案(新)

現行(旧)

<p>第一章から第六章まで（略）</p> <p>第七章 職員の服務</p> <p>（勤務時間、休暇等）</p> <p>第二十八条（略）</p> <p>2から6まで（略）</p> <p>7 職員の特別休暇（勤務時間規則第二十条第一項第十一号から第十三号までに規定する休暇及び同項第十五号に規定する休暇を除く。）については、校長が承認する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、校長を経由して教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>一 勤務時間規則第二十条第一項第三十一号に規定する休暇（校長以外の職員にあつては、引き続き七日以上のものに限る。ただし、国際的な運動競技会に選手又は役員として参加する場合は、期間にかかわらず教育委員会の承認を受けなければならないこととし、<u>国民スポーツ大会、東北総合体育大会又は</u> <u>宮城県民体育大会</u>に選手又は役員として参加する場合及び<u>全国高等学校総合体育大会又は全国中学校総合体育大会</u>に役員として参加する場合は、期間にかかわらず校長が承認するものとする。）</p> <p>二（略）</p> <p>8 （略）</p> <p>第二十九条から第三十一条まで（略）</p> <p>第八章及び第九章（略）</p> <p>別表第一（第八条の二関係）（略）</p>	<p>第一章から第六章まで（略）</p> <p>第七章 職員の服務</p> <p>（勤務時間、休暇等）</p> <p>第二十八条（略）</p> <p>2から6まで（略）</p> <p>7 職員の特別休暇（勤務時間規則第二十条第一項第十一号から第十三号までに規定する休暇及び同項第十五号に規定する休暇を除く。）については、校長が承認する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、校長を経由して教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>一 勤務時間規則第二十条第一項第三十一号に規定する休暇（校長以外の職員にあつては、引き続き七日以上のものに限る。ただし、国際的な運動競技会に選手又は役員として参加する場合は、期間にかかわらず教育委員会の承認を受けなければならないこととし、<u>国民体育大会</u>、<u>東北総合体育大会</u>、<u>全国高等学校総合体育大会</u>、<u>全国中学校総合体育大会</u>、<u>宮城県民体育大会</u>に選手又は役員として参加する場合</p> <p>は、期間にかかわらず校長が承認するものとする。）</p> <p>二（略）</p> <p>8 （略）</p> <p>第二十九条から第三十一条まで（略）</p> <p>第八章及び第九章（略）</p> <p>別表第一（第八条の二関係）（略）</p>
---	---

別表第二（第八条の三関係）

宮城県南三陸高等学校	連携型高等学校名
南三陸町立志津川中学校 南三陸町立歌津中学校	連携型中学校名

別表第二（第八条の三関係）

宮城県志津川高等学校	連携型高等学校名
南三陸町立志津川中学校 南三陸町立歌津中学校	連携型中学校名

第3号議案

宮城県立高等学校学則の一部改正について

宮城県立高等学校学則（昭和25年宮城県教育委員会規則第33号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月16日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

## 宮城県立高等学校学則の一部改正の概要

### 1 改正理由

令和5年度県立高等学校組織編制計画並びに令和3年度及び令和4年度県立高等学校組織編制計画の実施に伴い、所要の改正を行うもの。

また、県立高等学校名の変更に伴い、所要の改正を行うもの。

### 2 改正内容

#### (1) 令和5年度県立高等学校組織編制計画関係

学年制による全日制の課程（別表第1（第1条関係））

##### 【再編統合 募集停止】

学校名	学科名	第1学年の収容定員	
大河原商業高等学校	流通マネジメント科	1学級40人減	募集停止
	OA 会計科	1学級40人減	募集停止
	情報システム科	2学級80人減	募集停止
柴田農林高等学校	動物科学科	1学級40人減	募集停止
	食農科学科	1学級40人減	募集停止
	森林環境科	1学級40人減	募集停止
	園芸工学科	1学級40人減	募集停止

##### 【再編統合 新規設置】

学校名	学科名	第1学年の収容定員	
大河原産業高等学校	農業科学科	2学級 80人増	新設
	企画デザイン科	1学級 40人増	新設
	総合ビジネス科	3学級120人増	新設

##### 【学級減】

学校名	学科名	第1学年の収容定員	
松島高等学校	普通科	1学級40人減	3学級(120人)→2学級(80人)

#### (2) 令和3年度県立高等学校組織編制計画関係

イ 学年制による全日制の課程（別表第1（第1条関係））

##### 【学級減】

学校名	学科名	第3学年の収容定員	
大河原商業高等学校	流通マネジメント科	1学級40人減	2学級(80人)→1学級(40人)

ロ 単位制による全日制の課程（別表第1（第1条関係））

##### 【学級減】

学校名	学科名	第3年次の収容定員	
石巻北高等学校	総合学科	1学級40人減	5学級(200人)→4学級(160人)

(3) 令和4年度県立高等学校組織編制計画関係

イ 学年制による全日制の課程（別表第1（第1条関係））

【学級減】

学校名	学科名	第2学年の収容定員	
泉高等学校	普通科	1学級40人減	6学級(240人)→5学級(200人)
塩釜高等学校	普通科	1学級40人減	7学級(280人)→6学級(240人)
名取北高等学校	普通科	1学級40人減	7学級(280人)→6学級(240人)
登米高等学校	普通科	1学級40人減	3学級(120人)→2学級(80人)
岩ヶ崎高等学校	普通科	1学級40人減	3学級(120人)→2学級(80人)
岩出山高等学校	普通科	1学級40人減	3学級(120人)→2学級(80人)

ロ 単位制による全日制の課程（別表第1（第1条関係））

【学科改編】

学校名	学科名	第2年次の収容定員	
宮城第一高等学校	理数科	2学級80人減	募集停止
	理数探究科	1学級40人増	新設
	国際探究科	1学級40人増	新設
宮城野高等学校	総合学科	2学級80人減	募集停止
	普通科	1学級40人増	4学級(160人)→5学級(200人)

ハ 学年制による定時制の課程（別表第2（第1条関係））

【募集停止】

学校名	学科名	第2学年の収容定員	
大河原商業高等学校	普通科	1学級40人減	募集停止

(4) 県立高等学校名の変更

令和4年度学校名（変更前）	令和5年度学校名（変更後）
志津川高等学校	南三陸高等学校

3 施行期日

令和5年4月1日

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則  
 宮城県立高等学校学則（昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表宮城県泉高等学校の項中

二〇〇	二四〇	を	二〇〇	二〇〇	に改
-----	-----	---	-----	-----	----

め、同表宮城県塩釜高等学校の項中

二四〇	二八〇	を	二四〇	二四〇	に改め、同表宮城
-----	-----	---	-----	-----	----------

県名取北高等学校の項中

二四〇	二八〇	を	二四〇	二四〇	に改め、同表宮城県登米
-----	-----	---	-----	-----	-------------

高等学校の項、宮城県岩ヶ崎高等学校の項及び宮城県岩出山高等学校の項中

八〇	一一〇	を
----	-----	---

に改め、同表宮城県大河原商業高等学校の項中

八〇	四〇	四〇	を
八〇	四〇	四〇	
八〇	四〇	八〇	

八〇	八〇
----	----

<table border="1"> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> </tr> </table> </td> <td> <table border="1"> <tr> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>八〇</td> <td>四〇</td> <td>四〇</td> <td>四〇</td> </tr> <tr> <td>八〇</td> <td>四〇</td> <td>四〇</td> <td>四〇</td> </tr> </table>	<table border="1"> <tr> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> </tr> </table>	男	男	男	男	女	女	女	女	<table border="1"> <tr> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> </tr> </table>	男	男	男	男	女	女	女	女	八〇	四〇	四〇	四〇	八〇	四〇	四〇	四〇
<table border="1"> <tr> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> </tr> </table>	男	男	男	男	女	女	女	女	<table border="1"> <tr> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> </tr> </table>	男	男	男	男	女	女	女	女									
男	男	男	男																							
女	女	女	女																							
男	男	男	男																							
女	女	女	女																							
八〇	四〇	四〇	四〇																							
八〇	四〇	四〇	四〇																							

に改め、同表宮城県柴田農林高等学校の項中

<table border="1"> <tr> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> </tr> </table>	男	男	男	男	女	女	女	女	<table border="1"> <tr> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> </tr> </table>	男	男	男	男	女	女	女	女
男	男	男	男														
女	女	女	女														
男	男	男	男														
女	女	女	女														
四〇	四〇	四〇	四〇														

を

<table border="1"> <tr> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> </tr> </table>	男	男	男	男	女	女	女	女	<table border="1"> <tr> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> </tr> </table>	男	男	男	男	女	女	女	女
男	男	男	男														
女	女	女	女														
男	男	男	男														
女	女	女	女														
<table border="1"> <tr> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> </tr> </table>	男	男	男	男	女	女	女	女	<table border="1"> <tr> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> </tr> </table>	男	男	男	男	女	女	女	女
男	男	男	男														
女	女	女	女														
男	男	男	男														
女	女	女	女														

に改め、同項の次に次のように加える。

宮城県大河原 産業高等学校	農業科学科 企画デザイン科 総合ビジネス科	三年 三年 三年	<table border="1"> <tr> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> </tr> </table>	男	男	男	女	女	女	<table border="1"> <tr> <td>一〇</td> <td>四〇</td> <td>八〇</td> </tr> </table>	一〇	四〇	八〇	<table border="1"> <tr> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> </tr> </table>	男	男	男	女	女	女	<table border="1"> <tr> <td>男</td> <td>男</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>女</td> <td>女</td> </tr> </table>	男	男	男	女	女	女
男	男	男																									
女	女	女																									
一〇	四〇	八〇																									
男	男	男																									
女	女	女																									
男	男	男																									
女	女	女																									

別表第一第一号の表宮城県松島高等学校の項中

男女

一〇

を

男女

八〇

に改め、

同表宮城県志津川高等学校の項中

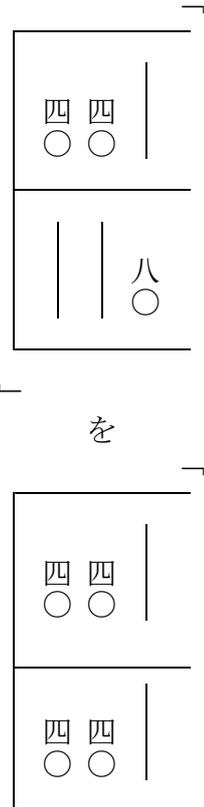
宮城県志津川  
高等学校

を

宮城県南三陸  
高等学校

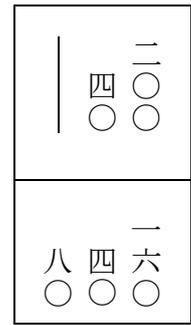
に改め、別表第

一 第二号の表宮城県宮城第一高等学校の項中

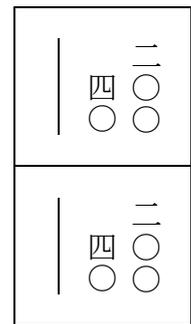


に

改め、同表宮城県宮城野高等学校の項中



を



に改め、

同表宮城県石巻北高等学校の項中

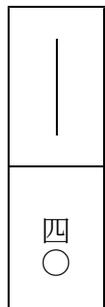


を

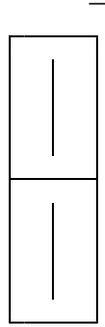


に改める。

別表第二第一号の表宮城県大河原商業高等学校の項中



を



に改める。

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

改正案(新)

宮城県名取北 高等学校	普通科 (略)	宮城県塩釜 高等学校	普通科	三年	男女	二四〇	二四〇	二八〇	学 校 名 学 科 年 限 修 業 の 別 学 年 第 一 学 年 第 二 学 年 第 三	収 容 定 員
		宮城県泉 高等学校	普通科	三年	男女	二〇〇	二〇〇	二四〇		
		宮城県塩釜 高等学校	普通科	三年	男女	二四〇	二四〇	二八〇		
		宮城県塩釜 高等学校	ビジネス科	三年	男女	八〇	八〇	八〇		
		宮城県泉 高等学校	英語科	三年	男女	四〇	四〇	四〇		
		宮城県泉 高等学校	普通科	三年	男女	二〇〇	二〇〇	二四〇		

別表第一(第一条関係)  
第一章から第十章まで(略)  
一 学年制による全日制の課程

現行(旧)

宮城県名取北 高等学校	普通科 (略)	宮城県塩釜 高等学校	普通科	三年	男女	二四〇	二四〇	二八〇	学 校 名 学 科 年 限 修 業 の 別 学 年 第 一 学 年 第 二 学 年 第 三	収 容 定 員
		宮城県泉 高等学校	普通科	三年	男女	二〇〇	二〇〇	二四〇		
		宮城県塩釜 高等学校	普通科	三年	男女	二四〇	二四〇	二八〇		
		宮城県塩釜 高等学校	ビジネス科	三年	男女	八〇	八〇	八〇		
		宮城県泉 高等学校	英語科	三年	男女	四〇	四〇	四〇		
		宮城県泉 高等学校	普通科	三年	男女	二〇〇	二〇〇	二四〇		

別表第一(第一条関係)  
第一章から第十章まで(略)  
一 学年制による全日制の課程

川崎校	宮城県柴田農林 高等学校	宮城県大河原 商業高等学校		宮城県岩出山 高等学校		宮城県岩ヶ崎 高等学校		宮城県登米 高等学校	
普通科	動物科学科 食農科学科 森林環境科 園芸工学科	流通マネジ メント科 OA会計科 情報ステ ム科	(略)	普通科	(略)	普通科	(略)	普通科	(略)
三年	三年	三年		三年		三年		三年	
男女	男女	男女		男女		男女		男女	
四〇				八〇		八〇		八〇	
四〇	四〇	八〇	四〇	八〇		八〇		八〇	
四〇	四〇	八〇	四〇	一一〇		一一〇		一一〇	

川崎校	宮城県柴田農林 高等学校	宮城県大河原 商業高等学校		宮城県岩出山 高等学校		宮城県岩ヶ崎 高等学校		宮城県登米 高等学校	
普通科	動物科学科 食農科学科 森林環境科 園芸工学科	流通マネジ メント科 OA会計科 情報ステ ム科	(略)	普通科	(略)	普通科	(略)	普通科	(略)
三年	三年	三年		三年		三年		三年	
男女	男女	男女		男女		男女		男女	
四〇				八〇		八〇		八〇	
四〇	四〇	八〇	四〇	一一〇		一一〇		一一〇	
四〇	四〇	八〇	四〇	一一〇		一一〇		一一〇	

宮城県宮城第一 高等学校	学 校 名	普 通 科	学 科	修 業 年 限	男 女 の 別	各 年 次 収 容 定 員	第 一 年 次	第 二 年 次	第 三 年 次
理数探究科	理数科	三年	男	四〇	四〇		二〇〇		
理数科	三年	女	八〇	二〇〇	二〇〇		二〇〇		

二 単位制による全日制の課程

宮城県南三陸 高等学校	学 校 名	普 通 科 情 報 ビ ジ ネ ス 科	学 科	修 業 年 限	男 女 の 別	各 年 次 収 容 定 員	第 一 年 次	第 二 年 次	第 三 年 次
普通科	三年	男	四〇	八〇	四〇		八〇		
情報ビジネス	三年	女	四〇	八〇	四〇		八〇		

(略)

宮城県松島 高等学校	学 校 名	普 通 科 観 光 科	学 科	修 業 年 限	男 女 の 別	各 年 次 収 容 定 員	第 一 年 次	第 二 年 次	第 三 年 次
普通科	三年	男	八〇	一一〇	八〇		一一〇		
観光科	三年	女	八〇	一一〇	八〇		一一〇		

(略)

宮城県大河原 産業高等学校	学 校 名	農 業 科 学 科 企 画 デ ザ イ ン 科 総 合 ビ ジ ネ ス 科	学 科	修 業 年 限	男 女 の 別	各 年 次 収 容 定 員	第 一 年 次	第 二 年 次	第 三 年 次
農業科学科	三年	男	八〇	一一〇	一一〇		一一〇		
企画デザイン科	三年	女	四〇	一一〇	一一〇		一一〇		

宮城県宮城第一 高等学校	学 校 名	普 通 科	学 科	修 業 年 限	男 女 の 別	各 年 次 収 容 定 員	第 一 年 次	第 二 年 次	第 三 年 次
理数探究科	理数科	三年	男	四〇	二〇〇		二〇〇		
理数科	三年	女	八〇	二〇〇	二〇〇		二〇〇		

二 単位制による全日制の課程

宮城県志津川 高等学校	学 校 名	普 通 科 情 報 ビ ジ ネ ス 科	学 科	修 業 年 限	男 女 の 別	各 年 次 収 容 定 員	第 一 年 次	第 二 年 次	第 三 年 次
普通科	三年	男	四〇	八〇	四〇		八〇		
情報ビジネス	三年	女	四〇	八〇	四〇		八〇		

(略)

宮城県松島 高等学校	学 校 名	普 通 科 観 光 科	学 科	修 業 年 限	男 女 の 別	各 年 次 収 容 定 員	第 一 年 次	第 二 年 次	第 三 年 次
普通科	三年	男	八〇	一一〇	八〇		一一〇		
観光科	三年	女	八〇	一一〇	八〇		一一〇		

(略)

(新設)	学 校 名		学 科	修 業 年 限	男 女 の 別	各 年 次 収 容 定 員	第 一 年 次	第 二 年 次	第 三 年 次	

宮城県大河原 商業高等学校	普通科	四年	夜	男女			四〇	四〇
学校名	学科	修業年限	昼夜の別	男女の別	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年
					收容定員			
(略)								

別表第二(第一条関係)  
一 学年制による定時制の課程

宮城県石巻北 高等学校	総合学科	三年	男女	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	
宮城県宮城野 高等学校	普通科 美術科 総合学科	三年 三年 三年	男女 男女 男女	 四〇 	二〇〇 二〇〇 	一六〇 四〇 八〇		
					收容定員			
(略)								

宮城県大河原 商業高等学校	普通科	四年	夜	男女		四〇	四〇	四〇
学校名	学科	修業年限	昼夜の別	男女の別	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年
					收容定員			
(略)								

別表第二(第一条関係)  
一 学年制による定時制の課程

宮城県石巻北 高等学校	総合学科	三年	男女	一六〇	一六〇	二〇〇	二〇〇	
宮城県宮城野 高等学校	普通科 美術科 総合学科	三年 三年 三年	男女 男女 男女	 四〇 八〇	二〇〇 一六〇 	一六〇 四〇 八〇		
					收容定員			
(略)								

以下略

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

以下略

第4号議案

令和6年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

令和6年度宮城県立高等学校入学者選抜方針を別紙1及び2のとおり定める。

令和4年12月16日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

(別紙 1)

## 令和 6 年度宮城県立高等学校入学者選抜方針

宮城県立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

### 1 基本原則

- (1) 各宮城県立高等学校長（以下「高等学校長」という。）は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を積極的に評価し、選抜するものとする。
- (2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、中学校にあつては調査書等作成のための委員会を、宮城県立高等学校（以下「高等学校」という。）にあつては選抜のための委員会を設置するものとする。

### 2 第一次募集

- (1) すべての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、第一次募集を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、学力検査の結果及び必要に応じて実施する面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文の検査結果に基づいて共通選抜と特色選抜の 2 通りの方法により選抜するものとする。
- (2) 学力検査
  - イ 学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
  - ロ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

### 3 追試験

すべての高等学校は、第一次募集検査日当日に、やむを得ない事由により受験できなかった者を対象に、追試験を実施する。

この場合、学力検査、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）及び作文並びに選抜方法等については、第一次募集に準ずる。

### 4 第二次募集

合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。選抜に当たって、高等学校長は、調査書のみを審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）及び作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた審査を行うことができる。

### 5 連携型中高一貫教育に関する選抜

連携型中高一貫教育を実施する高等学校は、連携型中高一貫教育を実施する中学校の卒業生を対象とした選抜を実施する。選抜に当たって、当該高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類、学力検査（第一次募集に準ずる。）及び面接等の結果に基づいて総合的に審査するものとする。

### 6 社会人特別選抜

定時制課程の学科を有する高等学校においては、第一次募集において社会人を対象とした選抜を行うことができる。当該高等学校長は、学力検査について、弾力的に対応することができるものとする。

### 7 通信制課程に関する選抜

当該高等学校長は上記によらず、選抜を行うことができるものとする。

## 8 全国募集選抜

全国募集を行うモデル校として指定された高等学校は、該当する市町村と生徒受け入れに関して連携して、全国募集選抜への出願者を対象とした選抜を実施する。

この場合、募集人数は、募集定員の外数とし、選抜に当たって、当該高等学校長は、原則として、調査書、学力検査（第一次募集に準ずる。）及び面接等の結果に基づいて総合的に審査するものとする。

(別紙2)

## 令和6年度宮城県立高等学校入学者選抜日程

### 第一次募集

実 施 日 令和6年 3月 5日 (火)

追 試 験 日 令和6年 3月 8日 (金)

合格発表日 令和6年 3月14日 (木)